

## 城郭公園のなかの神社

——十九世紀日本の地域史像について——

羽賀祥二

### はじめに

文化元年（一八〇四）尾張犬山の町人、伊藤長足庵は『犬山視聞図会』<sup>(1)</sup>を完成させた。犬山の寺社など彼自身が描いた挿画は四十五

図におよんだ。これは『尾張名所図会』の刊行（前編は弘化元年／一八四四）に先立つ仕事であり、犬山や尾張北部（丹羽郡）地域の史蹟や名所をかなり早くから人々の目に印象づけることになった。

それからおよそ八年後、長足庵の曾孫の伊藤千代次郎は『犬山視聞図会』<sup>(2)</sup>の改訂版を作ろうと試みた。それは未完成に終つたけれども、王政復古によって生じた城下町犬山の大きな変化を書き表そうとした。その挿画は長足庵と比べて、たぶんに稚拙であるが、すべてが書き改められた。そのなかには稻置警察署のまえを通り過ぎようとしている針綱神社の祭礼の山車図がある。近代の行政施設の警察署と近世以来の祭礼を組みあわせて、新時代の到来を描いたのである。またこの改訂版の冒頭には「稻置公園針綱神社白帝城ヲ望

ム図」と題した挿画がある。白帝城とは近世における犬山城の美称である。この城の南の方角から天主閣、公園、そしてそこにおかれた針綱神社を鳥瞰したものである。この図はかつて尾張徳川家の付家老、成瀬氏の城下町がいかに変貌したのかをたいへんシンボリックに表わしていた。

城郭と公園と神社という組みあわせができあがったのは、伊藤の図が描かれた三年前のことであつた。廃藩置県で犬山藩が廢止された後、旧犬山城域は愛知県が管理するようになり、建物の一部は払い下げられ、また稻置公園として市民に公開されるようになった。そして明治十五（一八八二）年九月二十八日には、それまで城下の名栗町にあつた針綱神社が公園内に移転された。つづいて十二月には郷社から県社へと昇格した。<sup>(3)</sup>なぜ針綱神社の旧城郭への移転がなされたのだろうか。のちに述べるように犬山の築城以前には、針綱神社の前身の白山社は城山にあつたが、築城のために白山社は郊外へ移転させられたという由来があつた。つまりこの神社の移転は武家の時代以前の状態へもどること、復古という意味があつたと考え

てよいだろう。

もう一つ大きな変化が維新後の犬山にはあった。それは犬山村から稻置村へと村名が変更になったことである。明治五年四月のことであった。「稻置」という村名はかつての「稻置庄」という庄名に由来する。<sup>(4)</sup> 武家時代の犬山という地名は忌避されたのである。名古屋藩や犬山藩の士族の帰農は武士身分の解体を衆目に明らかにしたが、犬山の村名という改称もまた時勢の大きな流れをつよく意識させることになった。まさに地域において復古の潮流が押し寄せ、それに対応するような動きを生みだしていくのである。

歴史をさかのぼっていこうという動きは、どの時点にそのはじまりを想定できるのだろうか。それは針綱神社の社号に関わってくる。針綱という名称は『延喜式神名帳』に載っている式内社の神名である。犬山の「本居神」(「產土神」・「生土神」)の白山社はある時点で社号の改称があり、それは古代神社の社名への復古という形をとつて行なわれたのである。こうした復古の流れがはじまつていくには、所在が明らかではなかつた式内社の調査が前提となつていなくてはならない。白山社が針綱神社であることを確認する作業がなされ、さらにそれ以外の式内社についても村々に現存する社祠と式内社とを比定することが必要だつた。それは十八世前期から本格化していった。

町や村に当時現存していた社祠は、多かれ少なかれ神仏習合の影響下にある、「本居神」としての信仰の場所であつた。そして近世

の半ば以降には、そうした社祠のあるものは、式内社もしくは記録類に所在を確認できる神社(国史見在神社)としての由緒を認定されることになった。そうした神社はその町や村の起源を探ることがができるような「ふるごと」(古事)を伝える歴史的遺蹟としての価値をもつに至つたのである。

こうした復古への流れと並行するような形で、犬山城下とその周辺を取りあげた地誌(歴史地理書)が編纂されていった。伊藤の『犬山視聞図会』もその一つであり、それ以前には『雜話犬山旧事記』(明和八/一七七一年自序)があつた。また文化年間には『犬山里語記』(文化十四年自序)が現われた。神社と城郭とは地域の歴史像を作り上げていくための主要な遺蹟である。そしてこの二つの施設に加えて、十八世紀後期から十九世紀にかけての犬山地域はまとまりのよい、充実した地誌をもつてゐる。それらの施設や地誌の叙述を通じて、どのように地域の歴史がとらえられ、構築されていくのかを考えてみたい。

### 一、白山社から針綱神社へ

白山社は社領二十石、境内地六反余を有し、『犬山里語記』によれば<sup>(5)</sup>三十三の末社・遙拝所がある大きな社である。そのスケッチ像は『犬山視聞図会』に描かれていて、近世後期の姿を知ることができる。また『尾張名所図会』によって白山社祭礼の華やかな山車行

列の有り様をうかがえる。この白山社がいつ建立されたのかは不明である。戦国時代の後期、天文年間に織田氏が犬山城を築いたとき、そこには白山社は城下の東、丸山とよばれた地に移されたといふ。そしてその後慶長十二年になつて、城下の名栗町にあつた八幡宮の社内に遷座されたという由来がある。

十八世紀の終わりに尾張徳川家が作成した町村調査書である『尾張徇行記』には、「神主赤堀長門守書上」にもとづいた白山社の記述がある。それには「鎮座ノ由來ハ不伝、縁記兵乱ノ砌亡失ス、寛政癸丑年（五年）筆者注）於内殿縁記古記録見出シケレトモ、虫ハミ文字悉ク分チカタシ」とあつて、寛政年間にはすでに縁起や記録類は判読できないような状態であつたらしい。近年刊行された『犬山市史』でも「針綱神社史料」として、戦国から近世初頭の棟札のいくつかの紹介があるぐらいで、当時の白山社の事情を知るだけの史料はない。

尾張北部においては、かなり広範に白山社の分布が見られる。尾張徳川家の官選地誌である『張州府志』（宝暦二／一七五二年序）と『尾張志』（天保十四年序）から丹羽郡内の白山社を拾うと、前者には二十一ヶ村二十一社、後者には二十五ヶ村二十八社ある（この数字には神社のなかの末社は含まれていない）。郡内の村数は九十七ヶ村だから、白山信仰の村落への浸透ぶりはこれによつて分るだろう。犬山ではその北部にそびえ、篤い信仰に支えられてきた繼鹿尾山蓮台寺（寂光院）の鎮守である白山宮が注目される。<sup>(2)</sup>

蓮台寺の本尊千手觀音縁起によると、神功皇后の時代に熱田からこの山上に光が飛んだことをきっかけに、日本武尊を白鳥大明神として祀つたが、のちに神は仏教に帰依して千手觀音として顯在したという。この光物が山上に飛来したとき、寺沢増彦太夫という人物がこれを見て呆然としていたところ、そこに老人が現われ、熱田の神の到来だと言い、増彦太夫が老人に誰かと問うと「我ハ白山」と答えて、消えたというものである。一方で熱田社と結びつきながら、白山信仰はこの地域の仏教と関わりがあつたことをうかがうことができる。継鹿尾山の山頂に白山宮がある。この山の西南に位置する小山が城山であり、当然ここに位置していたとされる白山社となんらかの関係があつたことは推測されよう。

【表1】は近世以後の白山社—針綱神社の動向を犬山の地誌の記述などから抜きだして年表にしたものである。もつとも古いのは、慶長五年十二月に犬山城主として入部したばかりの小笠原吉次が神田を寄進したという記事である。白山社祭礼の山車は寛永十一／十二年（一六三四／三五）にかけて四台が作られ、その後慶安一／三年（一六四九／五〇）に六台が加わっている。<sup>(3)</sup>また慶安四年には拝殿も建てられているから、十七世紀の半ばまでには神社としての体裁を整えたと思われる。『雑話犬山旧事記』によると、この頃までは境内に鐘楼堂があつて、鐘銘には白山冥利大権現・八幡大菩薩とあり、寛文八年（一六六八）頃に妙感寺に移されたという。<sup>(4)</sup>

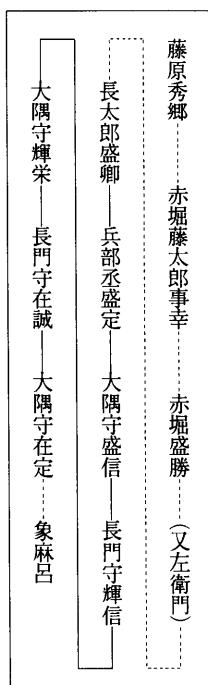
白山社に新しい動きが見られるのは十八世紀に入つてのことであ

る。正徳五年七月二十一日に吉田家から宗源宣旨によつて、正一位

〔表1〕 白山宮・針綱神社の歴史

年 月 日	事 項
慶長5年(1600)12月20日	小笠原吉次、神田を寄進する
寛永11~12年(1634~1635)	祭礼の山車、4台作られる
慶安2~3年(1649~1650)	祭礼の山車、6台作られる
4年(1651)	拝殿新建
延宝7年(1679)9月28日	本殿造営
元禄11年(1698)	鳥居に「白山妙理權現」の額を掲げる
正徳2年(1712)4月	吉田家より簾奉納
5年(1715)7月21日	吉田家より「正一位白山神社」の神階授与
宝暦2年(1752)	松平君山、白山社を針綱神社だと認める
明和9年(1772)8月	鳥居再建(朱塗りの鳥居から銅で包んだ鳥居へ)
安永4年(1775)7月22日	「正一位白山針綱大明神」(吉田兼雄執筆)の額を掲げる
寛政7年(1795)7月	「郡中總社白山針綱大神宮」の勅額を烏丸光祖より寄付される
10月	「犬山祭行粧絵巻」が描かれる
8年(1796)7月7日	社号を針綱神社と改める
10月25日	吉田家の配下から二条家執奏支配となる
文化14年(1817)8月	石垣を新造する
明治8年(1875)10月29日	郷社の指定を受ける
15年(1882)9月28日	名栗町から稻置公園に移転
11月28日	県社へ昇格する

〔表2〕 赤堀家系図



ところで、白山社の神主は赤堀家である。「表2」の系図は『犬山里語記』の記述にもとづいて作成したものである。その祖は藤原秀郷とされ、弘安六年（一二八三）に赤堀藤太郎事辛という人物が犬山に来て、はじめて神職となつたといふ。実際に存在が確認できるのは盛勝からのことである。現在針綱神社が所蔵している棟札には「大富神主赤堀民部盛勝」と記すものが二枚ある。<sup>(10)</sup>赤堀家が吉田家の配下となつたのは、兵部丞盛定の時代であり、彼は出口延経の

の神階が与えられた。そして宝暦から安永にかけて、白山社はかつての式内社・針綱神社だという説が有力となつていき、吉田家当主の兼雄執筆の「白山針綱大明神」という二つの社号を重ねた額が掲げられるに至つたのである。元禄時代には權現号の額が使われていた。しかし、吉田家が授与する神号の一つである明神号にかわったのは、白山社が吉田家との結びつきをいつそう強めたことになるだろう。「針綱」という式内社の社名を「白山」につけ加えていくために吉田家の宗教的な權威が必要だつたと思われる。

門人になるとともに、寛文七年（一六六七）には吉田家に入門して、神職装束の免許を得た。そしてその後歴代の当主も同じく神職装束や官位を吉田家から受けていた。さらに輝栄の代にはじめて、中心靈神という靈神号を受けられたのである。ただ赤堀の姓については、いかなる理由かは不明なのだが、兵部丞の代に堀と改姓され、在定のときにふたたび赤堀の姓に戻っていた。<sup>(1)</sup>

『雑話犬山旧事記』は現存する地誌のなかでもっとも古い地誌である。そこでは白山社は「犬山白山宮惣氏神」、「本居神<sup>(2)</sup>」としてくわしく記述される。これにたいして『犬山里語記』ではその巻頭で「産社針綱大明神」として、これまた詳しい叙述がある。そして後者には、「当社をむかしより里人白山宮と唱へ奉る、近比むかしに改て針綱神社と申奉る」という一文がある。この記述からもわかるように、二つの地誌を時期的にはさんで、社号の改称が行なわれた。寛政八年七月七日のことであった。つづく十月二十五日には吉田家の支配を離れて、二条家の執奏支配に入った。社号の改称にともなつては神社と朝廷との関係も変化したのである。

上にあげた二つの地誌にも引用されているのだが、白山社が『延喜式神名帳』に載っている針綱名神だと認定したのは、『張州府志』の編纂にあたっていた松平秀雲であった。赤堀はこれによつて領主のお墨付を与えられたことになり、「白山針綱大明神」という額を吉田家から得ることができたのである。

秀雲による認定に先立つて、白山社＝針綱神社説はじめて主張し

た人物がいる。隨筆『塩尻』の著者で、元禄時代に計画された尾張風土記の編纂関係者であった天野信景である。天野は後述するようく、尾張国内の神社の調査を行ない、その成果を『尾張国神名帳集説』としてまとめ、それ以後の尾張国の歴史研究に大きな影響を及ぼしたが、この著作のなかで白山社＝針綱神社説を述べていた。

また尾張東照宮祠官で、天野とともに尾張風土記の編纂に関わっていた吉見幸和は、その著作『尾張祠考』（延享五年／一七四八）のなかで、「當郡岩田庄犬山村有白山祠、蓋此乎」としており、白山社を針綱神社とする説が提起されている。吉見は「社説」を引いて、「昔白山祠在犬山嶺上、中世築城於山上之日、遷今地、自古謂白山祠、則非針綱神社歟」と書いている。吉見によれば、『張州志略』という書物は白山社＝針綱神社説を主張していたという。このように見てくると、十八世紀前期の官選地誌の編纂作業の過程で神社の調査も行なわれ、その成果のうえに立つて社号の認定があり、それへの改称の道が開かれていたのである。

天野や吉見よりはやく、『延喜式神名帳』の考証をしていた出口延経（伊勢内宮祠官）は、『神名帳考証』のなかで「針綱神社 按犬山 尾綱根命」と書き、祭神の尾綱根命について二つほどの古い書物から関係部分を引用していた。しかし、出口があげている他の多くの神社の場合には、「在＊＊村」という形でその神社が所在する村名を記載しており、このことからすれば「按犬山」という書き方は、出口が白山社＝針綱神社説を留保していたことになる。こ

の説が有力となり、実際に社号の改称がなされた後にも、白山社を針綱神社であるという意見にたいしての異説が唱えられていた。

十九世紀前期に尾張国の地名と神社の調査を精力的に行なつて、多大な業績を残した津田正生は『尾張神名帳集説本之訂考』<sup>(16)</sup>のなかで、針綱神社に触れ、「村民曰、上野村天神是也、此宮明和年間に社号を犬山に盜れたりといへり」を書き、また犬山の田中天神が式内社の稻置神社だと主張したなかで、「いぬ山の内に式社といふものは只此田中天神の一社のみなり」という「里老」の意見を載せていた。津田は『尾張国地名考』でも、丹羽郡上野村の頃で針綱神社を取り上げて、同様な村民の意見を載せている。つまり津田は式内社としての針綱神社は上野村天神社であり、白山社が明和年間に社号を掠め取つたと判断していたのである。残念ながらこれ以上のくわしい事情はわからないが、白山社が針綱神社という社号へ改称する背後に、社号をめぐつての軋轢がたしかにあり、ある種強引な形でそれが行なわれたことをうかがわせるのである。

## 一、復古への動向

犬山においては白山社のほかにも、社名を変えようとした動きがあつた。嘉永四年（一八五二）四月丹羽郡中切村藏王社の社人、日比野石見は寺社奉行に宛てた願書のなかで、自分が奉仕している犬山鶴飼町の大県宮は式内社の石作神社だとして、その旧名への復古

を願つた。それによれば、かつての社地は城外の字石作という場所にあり、配下の社家も七軒もあつて、祭祀も充実したものだつたが、城下守護のために慶長六年城主小笠原吉次が現在の地の移転させたものだという。しかし願書のなかにその証拠が十分に書かれているわけではない。石作という字名や大県社の門前通りを七軒町と称していることをあげているにすぎない。

だが日比野の願いにまったく根拠がなかつたわけではない。大県宮は文化十三年に社殿が再建され、その翌年の文政元年九月十四日境内の石壇を掘り起こそうとしたところ、二十五点の古剣・土器を見つけ、図に描いた後、ふたたび埋め戻して、その上に松を植えて目印にしたという。この社祠について、里俗は古くから「岩かたのみや」といい、『犬山里語記』は「県主の神廟なるか」と、かなりの由緒があるのでないかと推測していた。しかもこの土地には昔から幽霊が出るところとの言い伝えがあり、里人がそれに恐怖して社を建立したものだという。<sup>(19)</sup>こうした発掘された遺物に加えて、里人の伝承が背景にあって、大県社が式内社の石作神社だという由緒が語られたのだと思われる。

しかし天野らの考証では、石作神社は丹羽郡石枕村に所在していたという説が有力だった。また『張州府志』でも石枕村に石作天神の遺蹟が存在しているという記述がある。この石枕説にたいして、津田の『尾張地名考』は丹羽郡石仏村について、「此むら疑らくは旧名石作村にや、延喜式に丹羽郡石作の神社もあればなり、後人な

ほ考ふべし」と述べており、村名と社名との対照によつて別の二つ<sup>(23)</sup>

の説が唱えられていたのである。

このような社号の改称の動きは、当時どのように理解されていたのだろうか。この点について津田は、つぎのように批判的に述べていた。<sup>(24)</sup>

元和寛永の頃に、名勝古跡及神社<sup>(25)</sup>に手を入れて偽作する人々にありて、碑石を當て密に土中に埋みおき、後年掘出して世にもてはやす類少からず、玉野井の天平三年の井桁（尾張葉栗郡）、霧島山の天の逆鉾（薩摩）、多賀城の石文（仙台国）、石巻の田道、靈蛇の石碑の類をいふ、熟案に、文化文政に及びて、人情一二等卑劣におち、天保にいたりて俄と四五等くだりて社人はおのれが昇進のたよりに式社の名目を欲がり、由縁もなき新宮を式社と偽るたぐひ多し、浅ましき世にしもあるかな、爰をもて尾張神名帳訂考三卷を撰て世に諭さむと思ひなりぬ

古い時代のさまざまな遺蹟が発見されたり、近世前期からそれに

ついての考証が進んでいたこと、あるいは史蹟名勝地へ石碑を建立していったこと、こうした問題は歴史的な考証、地誌の編纂、歴史意識の特徴を考えるためにきわめて重要な素材である。これに関しても石碑文化と歴史意識の形成という観点から少しづつ検討しているところである。<sup>(26)</sup>ここでは文章の後半の社人の復古的な権威主義によるところである。ここでは文章の後半の社人の復古的な権威主義に

ついて言及しておきたいと思う。

津田の著作から社人が偽証を行なつて、式社の名目を欲しがつているという具体的な例を取り上げておきたい。その一つは、丹羽郡小折村の八幡社社人沢木氏と天神社社人尾関氏との山名神社の社号をめぐる争いである。『延喜式神名帳』には山那神社、『尾張國神名帳』（この神名帳については後述する）には徒三位楊那天神が見られる。津田によれば戦国争乱によつてこの神社は不明となつたといふ。しかし、文化年間に沢木氏と尾関氏とが式社・山名神社の名目を争い、「沢木氏は世々の社務職なるをもて御裁許に勝とな」つた。

この結果、八幡社には山名神社の額が掲げられ、津田もこれを認めて、八幡社を山名神社に比定したのだった。<sup>(27)</sup>この争いの折、尾関氏は正略二年（九九一）の棟札を証拠として挙げたというが、その時代に棟札というものはなく、「尾関氏の争いの工すぎて却て利をうしなひし」と、津田は書いていた。また他方で、津田は沢木氏が神社の祭神を大屋津姫命と日本武尊としていることも批判している。沢木氏はまさに巧妙に作為を行なつて、自己の社<sup>(28)</sup>を式内社として認定されることを求めていたと批判されたのである。

津田の著作以外の資料からも、現存の社祠と式内社の比定をめぐつての対立を見ることができる。愛知郡藤森村の神明白山相殿社の社人谷口久米足（春日井郡新居村在住）は『和爾良神社考』を著わして、この社が式内社の和爾良神社であることを主張した。神明白山相殿社は古くは現在の社地より西二十間のところにあり、古い枯

れた松が残り、「オネラ」、「ワネラ」、「ウニラ」、「ワニラ」などと呼ばれていた。『尾張志』の編纂にあづかった中尾義稻が天保七年四月、この社の実地調査を行なった際、谷口はその著作を中尾に見せた。谷口によれば、地名から考えて相殿社はかつての和爾良神社であり、また最近村民が雨乞いをこの枯れ木の所で行なつた際に、効験があつたことも主張の根拠だつたようである。<sup>(29)</sup>しかし、この和爾良神社については、愛知郡長久手村の明神社社人の青山助太夫もこれを主張しており、これは『尾張徇行記』にも記されていた。明神社は景行天皇を祀り、承和四年（八三七）創建の棟札があり、これを見拠としては青山は自社が和爾良神社だと主張していた。<sup>(30)</sup>

ここで津田と同時代の人物で、国学の立場から神社の考証を精力的に行なつて、伴信友の復古主義についての所説を検討しておきたいと思う。伴には『神名帳考証』<sup>(31)</sup>があり、これは天野の『尾張國神名帳集説』を基本に、六国史や姓氏録、和名抄、尾張國神名帳などから、式内社毎に關係する記事を集めしたものである。伴が神社、ことに式内社をふくめた神社の現状についてどのような考えをもつていたのかは、『神社私考』（天保八年十二月）に執拗ともいえるほど語っている。

伴は応仁文明の乱以後、朝廷が衰退していくにつれて、神社も衰え、神事もおろそかになつていつたと述べ、神社の衰退の原因はこれまでにとどまらず、朝廷が「他国之道」である仏教を尊崇してきたためであるとする。伴によれば、現在の神明、春日、諏訪、山王、牛

頭天王、天満天神などといった社のなかには式内社もあり、戦乱の時代に武家の侵害を避けるために社名を変えたところもあると主張した。そして隠された「本神の名」を明らかにする必要を論じたのである。それは「よろづに古をたづねて、絶たるをおこし、おとろへたるを直し給ふ御世」の学者や領主の義務だと述べた。その際に伴は本居宣長の見解を引いて、神主などが自己の社を尊き神にしようと、「例の神祕のむねありげに、似つかはしく作りなして偽るたぐひ」を痛烈に批判したのである。

化政から天保期という十九世紀前期の復古の時代において、式内社をめぐつてかなり一般的に議論があつたこと、それにたいして国学の學問的な立場からの批判が行なわれた状況をうかがうことができる。伴の『神名帳考証』もそうであつたのだが、各地の国学者もそれぞれの国の神名帳の考証を行ない、學問的な權威を形づくり、王政復古後の神社制度改正の基礎を形成していったのである。ではこうした十九世紀の考証の前提となる神社調査は、尾張国においてはどのように実施されたのだろうか。

### 三、神社調査の展開

延喜式の神名帳に所載のある尾張国内の神社数は、八郡一二二社である。また中世の国衙の神社帳簿である『尾張國神名帳』（熱田社や尾張一宮国府社の儀式で奉唱されたため『奉唱国内神名帳』）と

も呼ばれる)に所載の神社数は二〇二社であった。

徳川義直が編纂した『神祇宝典』(正保三／一六四六年序)に取り上げられた尾張国内の神社は、海部郡一、中島郡九、葉栗郡一、丹羽郡四、春日井郡一、山田郡五、愛知郡九、計三〇社にすぎない。しかも、それぞれの神社がいかなる神を祀っているか、また他国に同じ神を祀る神社があるかどうかといった検討を主としており、神社の所在地の記載はない。かつての著名な神社のうち近世前期の段階で確認されていたのは少数であったことがわかる。

『神祇宝典』と並んで、神社調査の前提となつたのは出口延経の

『神名帳考証』<sup>(34)</sup> (正徳三年序) であった。そしてこれらをもとに、

本格的な神社の学問的な調査が十八世紀前期に行なわれていった。そうした調査にとって基礎となる作業の一つは、『延喜式神名帳』と『尾張國神名帳』を対照させて、式内外の区別、神階の差異、名神・天神・地神の区別を確定していくことであった。天野はト部兼永の『延喜式神名帳』の古本を使い、また『尾張國神名帳』については熱田社座主所蔵の貞治三年古本、中島郡国府宮所蔵の元亀一年古本、そして吉見幸和所蔵の年号不詳の一本を使って、その作業を行なつた。天野はこれにもとづいて、宝永四年には『尾張國神名帳集説』<sup>(35)</sup> を編纂した。その自序において天野は、上述した神社について、それが戦乱によって荒廃し、社地は開墾地とも成つて、ひどい場合には社号も失われてしまつたと、伴とほほ同じような現状認識を示すとともに、国内の神社は明らかでないものが多いけれども、

出口延経の『神名帳考証』の業績に負つており、この著作でも出口の説を抄録していると感謝を込めて述べていた。

天野のこの著作は、後に幕府が風土記の編纂をめざして、その準備のために全国の地誌を集め、それらに解題を付したとき、「考証明白、頗る好書とすへし」と高く評価した。<sup>(36)</sup> そして津田正生は尾張國の神名帳の考証は天野に始まり、自己の『尾張國地名考』や『尾張國神名帳考説本之訂考』<sup>(37)</sup> は、その内容の過半は天野の著作を受け継いだものであり、天野のことを「余に發明を授るの師君」だと見なしていたのである。

また吉見幸和が式内社について考証した『尾張祠考』が延享三年に編まれ、天野の著作と並んで十八世紀半ばの考証の成果を示していたのである。そして松平秀雲が『張州府志』を編纂して、現存の社祠と式内社との比定に関して公式的な判断を行なつた。これらの成果は十九世紀前期の津田や中島義稲、瀧川弘美の考証と実地調査を生み出して、『尾張志』にそれが反映されることになったのである。

ところで、尾張徳川家が寛文年間に各町村からの書き上げにより編纂した、村落調査書である『寛文村々覚書』によれば、丹羽郡の各村の社祠の名称はつぎのような特徴がある。社名には、大明神、白山、神明、八剣、天王、淺間、大日、山王、稻荷大明神、八幡、権現、愛宕、春日、天頭、明神、六所大明神、飯繩権現、県明神、洲原権現、三明神、諏訪、生田大明神、貴船、打越明神、富士浅間、

大宮權現、熊野權現、荒神、女体權現、熱田大明神、藤の宮大明神、八王子、福神、若宮などが拾える。

これらのうち比較的多い社名は、大明神、明神、神明、八幡、八劍、白山、權現、山王、天王であり、大明神、明神、神明、白山が多い。また大明神、明神、權現には、稻荷・六所・熱田あるいは飯縄・洲原・大宮などといった、他と区別される特定の社名が付いているわけではない。

もう一つの資料をあげよう。

〔表3〕は『張州府志』の丹羽郡の部に掲載してある社祠を社名別に区分したものである。神明宮、

白山社、天王祠、八幡宮、天神祠の五社がほとんどを占めていることがわかる。このように当時の村落での社名はかたよりが見られ、

その社名自体がある村の独自の由緒を語っているわけではない。他

て官人巡村の時、此宮はいかなる神ぞと尋ねらるゝに、庄屋ども手間いらす世話なしと点頭合て、矢庭に八幡宮にて候と答へき、爰をもて十に六七までは神明と八幡なり、みな妖物也と申されき

役人が村むらを巡回して社祠の調査を行なったとき、村民が適当にありきたりの社名を答えたというのである。瀧川は社祠の本来の素性からすれば、それを隠した「妖宮」だと見なしたのである。ある意味では地誌の編纂にともなつて、『張州府志』の由緒を糾すという意味があつた。

〔表4〕は『尾張志』が現存の社祠と、式内社および『尾張国本國帳』所載の神社とを、どのように比定しているかを表わしたものである。そして参考のところでは『張州府志』との対比を示した。

『尾張志』は『張州府志』と比べて、式内社・本国帳所載の神社の所在地と当時の村での呼称を可能な限り確定しようとした。しかし『張州府志』が比定しながら、『尾張志』では坐地不詳としている例も見られる。

方では、これらの社名が当時のそれぞれの信仰圏を示しているとはいえるだろう。しかし、『尾張志』の編纂にもあたつて、龍川弘美が言うように、つぎのような事情もあったことは確かだらう。

近世治国以来は、村々の御宮に妖宮おほし……御当家にいたり

宝曆の頃までは、官府も易簡で此お宮もあつた大明神にて事す

〔表3〕 『張州府志』所載の社名別社数  
(村数109)

神明宮(祠)	4
天王祠	2
八幡宮(祠)	6
白山社(祠)	3
天神祠	2
愛宕祠	1
貴船祠(明神社)	5
藏王祠	2

こうした神社の調査と本来の由緒の糾明がもたらした影響について、津田正生の『尾張国地名考』は「里老」の話として、つぎのように述べている。

〔表4〕 現存社祠と式内社との比定作業

神社名	所在村	現存社祠の呼称	参考
○●大県神社	二宮村	二宮大明神	二宮
○●稻木神社	寄木村	天道社	
○●伊賀々原神社	木賀村	新宮	
○●山那神社	南山名村	天神	山那天神祠
○●爾波神社	丹羽村	明神社	爾波天神祠
○●前利神社	斎藤村	天神	前利天神祠
○●諸饗神社	楽田村	諏訪大明神	諏訪明神祠
○●阿具麻神社	(坐地不詳)		
○●針綱神社	犬山	白山社	針綱明神祠
○●宅美神社	西大海道村	天神社	
○●鳴海神社	羽黒村	天神	鳴海桺天神祠
○●刺栗神社	(坐地不詳)		
○●詫美神社	下野村	神明	
○●虫鹿神社	前原新田村	三明神	虫鹿天神祠
○●立野神社	上野村	天神	
○●井出神社	井上村	神明	
○●小口神社	小口村	天神	小口天神祠
○●塩道神社	塩尻村	神明	塩道天神祠
●三名神社	二宮村	(二宮撰社)	
●田宮社	二宮村	神田宮	
●比良賀社	羽黒村		比良賀天神
●小田社	(坐地不詳)		
●新構社	岩倉村	天神	
●榎野社	下野村	大明神	明神祠
●末杜社	(坐地不詳)		
●奈良志社	長桜村	天神	
●烏杜社	(坐地不詳)		烏杜天神祠(楽田村)
●赤見社	大赤見村	八幡	
●赤見国玉社	(坐地不詳)		赤見国玉天神祠(大赤見村)
●垣田村	(坐地不詳)		
●栗柄社	明神社		栗柄神社

(註)○印は『延喜式神明帳』所載、●印は『尾張本国帳』所載の神社を示す。

歟、庄屋答て云く、実は識侍  
らず候、官人云、天野源藏信  
景といふ士は、元禄・宝永の  
時の人也、此仁の筆を入れられ  
たる物に、本国神明帳といふ  
あり、これにあづら名神と見  
ゆれば、いまより後は吾鑿明  
神と告奏て、あつたと書こと  
なけれど、夫より此かた村民  
も粗知るといふ様な始末にて、  
近年御社頭も大きく造営為た  
りきと語れり

阿豆良(吾鑿)社はもちろん式  
内社であるが、宝暦頃までは官で  
も熱田大明神で済ませてきたとい  
う。ところが、天野の考証の結果  
阿豆良(吾鑿)社であると見なさ  
れるようになつて、そのことは村  
民にも受入れられて、その後神社  
として拡大、整備されたという。

は大きな変化が見られ、役人による強い指導をともないながら社号の復古的な改称が行なわれたのである。

こうした神社調査は王政復古後の宗教制度の改変、神仏分離政策のもとでいつそう徹底して行なわれていった。名古屋藩は明治二年（一八六九）三月十四日、式内社などで廢社と確認できるものについて、旧地が判明するまで仮社を建立する意向を示し、また政府の式内社・国史見在神社の調査の指示を受けて、尾張国内の詳細な調査を行なつた。<sup>(41)</sup>『延喜式内神社取調書』（明治三年九月）はこの時の調査記録である。国内の式内社一二一座のうち、坐地が確定していない未決社が二十五社も存在していたのである。<sup>(42)</sup>

この未決社のなかには、近世において式内社として認定されたものが、その認可を取り消されて、坐地不詳と判断をされた例も

あった。葉栗郡内の式内社・石刀神社は天野の『尾張國神名帳集説』、秀雲の『張州府志』などが黒岩村天王社だとし、尾張徳川家の寺社奉行所もそれを公認して、社号の公称を許していた。しかし吉見の『尾張祠考』は中島郡馬寄村の三明神だとし、当時から異説が存在していた。津田正生もまた石刀神社は中島郡内に所在する神社であつて、葉栗郡の天王社に比定することは間違いだと主張したのである。<sup>(44)</sup>

こうした諸説ある石刀神社について、名古屋藩はその所在地として黒岩村と馬寄村のほかに、美濃國中島郡石田村の氏神（石田と石刀の音が似通つてゐるのが根拠だつた）を想定したうえで、担当者

が現地調査を黒岩村と馬寄村について行なつた。その結果、確定するだけの決め手はなく、石刀神社の所在地は未詳とされて、黒岩村天王社の社人・脇田右膳にたいして石刀神社の称号の使用停止を命じたのであつた。<sup>(45)</sup>

こうして十八世紀半ば以後、地誌の編纂にともなつて行なわれてきた神社の調査は、強引ともいえる側面をもちながらも、延喜式や国史見在神社と現存する社祠とを比定してきた。その作業は近代國家の神社の公認、その帳簿としての『神社明細帳』の基礎をなしたことは間違いない。もちろんそれに至るまでには所説の検討や現地調査、社号停止などがあつたが、神社の正統なる由緒を村むらで打ち立てるという方向は進展していったのである。

#### 四、神社・地名の考証の特徴

十八世紀前期から神社調査は、過去の文献の考証と現地での実地調査とによって行なわれてきた。津田正生はそれから一世紀後に神社や地名の考証を精力的に行なつた。そしてそれまでの諸説を訂正して、近世の研究の集大成というべき仕事をなしたのである。では彼の考証の特徴はいかなるものであったのだろうか。その調査がたいへん困難なものであり、村での聞き取りを身分を隠しながら行なつたという伝説が伝えられているところである。彼の主著はこれまでたびたび引用してきたように、『尾張國地名考』と『尾張神名帳

集説本之訂考』であった。このことは地名と神社名の考証とが不可分のもので、式内社など由緒をもつた神社の名は地名から判断されいくということがもつとも基本的であったことによる。すなわち社名と地名との一致が正当性を主張する有力な根拠であったのである。

津田の仕事は天野信景の『尾張本国帳集説』に示された神社の考証を修正していくことに基礎がおかれていった。『尾張神名帳集説本之訂考』の自序には、天野の書物が国内の神社を考える導きとなりてることに感謝しつつ、その誤りを正す意思を明らかにしたうえで、つぎのように述べている。<sup>(47)</sup>

正生此大人の説に基本て、西に東に足を歩び、水の流に堺を訂し、邑里の立住にいにしへを考へ、埴土の色になり出る五穀をおもひ、畔名を聞いては宮居の旧きを搜り、本国帳に載て埋れる神社、あやしくも五十余社を求めて、集説を補翼にいたる、されども神明の御上を餞しき人智もて評し奉らむこと、いつも煌きことなめれば、ひとたび草稿を投捨て手寛ひしか、時過て熟おもへば洩たるを補ひ、誤有を見なほし聞直さむ事云々

現地調査の困難さに加えて、文献的にはどのような立場に立つのかという問題があつた。考証を行なつていくときの参考材料について、津田は『尾張国地名考』の「題言」のなかで、

社伝縁起系図書等は取がたき物おほし、凡社伝は累年戦国の災に罹りて絶たるを、後世補助たるものおほく、縁起は最澄・空海の二法師此かた両部習合・本地垂跡の沙汰出来てより、近世の修驗派又は神につかへて口自唯一神道など称者も、躬自仏語を唱、或は道家の呪咀、五行の生剋など募たて、奉合附会をして蒙昧の人の耳を驚す事おほく、系図書は後世大乱以後は偽作多し、こゝをもて此書は此三品は引こと稀なり<sup>(48)</sup>

と述べた。社伝・系図には戦国争乱で失われた記録を補うための偽作が多く、また縁起は両部習合や唯一神道、陰陽道などによる奉強附会が一般的であると、津田は認識していた。<sup>(49)</sup>つまり、神社のもつ正統なる由緒といふものは、神仏習合のさまざまなイデオロギーの作為によつて隠されており、それを諸記録と実地の調査で批判的に明らかにすることがめざされていたのである。

津田が行なつた現存の社祠と式内社との比定には、だいたいつぎの四つのやり方があつた。

(一) 村名と社名との一致もしくは類似性。

(二) 式内社の社名が転訛して村名となつたとする。

たとえば、坂手神社から坂田村へ、相江<sup>さえ</sup>神社から佐屋村へ、大井神社から大江村へ、など。

(三) 古木・森などに囲まれた古き社といった景観上の特徴からそこが式内社の所在地だと判断する。

(四) ある種の直感だと思われるもの。

最後の (四) について、丹羽郡内の式内社である「諸饗神社」<sup>(50)</sup>（『尾張本国帳』では「諸桑天神」）の場合を見てみよう。

この社は戦国以来消滅して、その所在地は失われていた。津田は丹羽郡小折村の畠のなかの小さな社を諸饗神社の名残りだと推測した。<sup>(51)</sup> その理由をつぎのように述べている。

桜雲（小折村の字名）の切の畠中に小さき社頭二ツ南北に雙びてあり、木竹もなし、里老に問へば、南の一社を御鉢様と呼で、毎春伊勢の御師より鉢形を送らるゝを納めて祭るといふ、正生問て云、鉢形を祭る事は明和年中に始ると伯父に聞ぬげに、民間一時の時勢ごとにてお蔭參りと同日の論なり、伊勢の御師も檀家より乞まゝに、とりあへず鉢形を造作て与へたるなん承るといへば、里老首を振て云く、いや／＼此お鉢様ばかりは明和年中などの新らしきにあらで、ずつと昔からありて古しと古伝なりといふ、正生手を拍而後取捨して考るに、大桑ノ郷の諸饗の神社は戦国に亡びて後、村民纔に桜雲の畠中に社頭を當て、大桑様と崇め來りしを、明和年間に至りて初めて鉢形祭の時勢たる時に、いせより鉢形を受來りて、庄屋もしらず御師もしらず、受たる民は猶しらずと、社頭の中へ一緒に押入れて斎祀れるより、恐くも大桑はいよ／＼御鉢に成遂たまひしもするべからず

桜雲の小さな祠はお鉢様を祀る伊勢信仰の場であり、津田が伯父から聞いたところでは明和年間にそれは始まるが、村の言い伝えではたいへん古い由緒をもつとされてきた。この村の伝承を聞いたとき、津田の頭に浮かんだのは、村民は戦国時代に諸饗神社が滅びて以後、桜雲に小さな社頭を築いて「大桑様」（大桑郷という地名による呼び名）として祀り、明和の時期に御鉢様の勧請があり、伊勢信仰の社祠として村では受入れられたのであるという直感であった。

諸饗から大桑へ、そして大桑から御鉢へという連想は、彼が批判した牽強附会の事例にはかならない。しかし、こうした彼の考え方の背後には、御鉢様を祀る伊勢信仰の場はその村で由緒がある場所であるに違いないということがあつたのだろう。いいかえれば、由緒ある場所というものはけつして忘れられることはなく、そのうえに新しい信仰が積み重ねられて、神聖な場所として受け継がれいくという考え方なのだろう。現存する社祠は神明とか八幡とか白山とかいったものが多いけれども、それらの場所は今よばれている社名以前に、それぞれ由緒をもつており、式内社や国史見在神社、つまり記録などに現われる神社にそれを引きつけながら、正統なる由緒を探しだしていくこうとしていた。

津田は神社の調査を行なうなかで式内社を再建することもあつた。中島郡日比村の裳<sup>(52)</sup>昨神社がその一例である。この村には古くから天神の森があり、十七世紀半ばまでは社頭もあつたが、その後衰退し、一部の社地は八龍社として安養寺が管理していた。文政の末年に津

田はもとの旧地に裳昨神社を再建した。なぜ津田がそうしたことを行なつたのかは不明だが、彼は天保十一年この神社に現われた「奇験」<sup>52)</sup>を強調した。

天保十一年六月二十三日の大風で天神の森の櫻の木が倒れた。

社僧（安養寺）はこれを薪にしようと里正に相談したが、決着はつかなかつた。八月二十三日になつて、いよいよ伐採に取りかかろうとしたところ、その夜に突然その大木が起き立ち、もと通りの姿になつた。翌朝、社僧や村民が手に手に斧を持って集つたところ、みな肝をつぶし、神の示した奇験を恐れて、その後氏神として崇敬するようになつた。

津田はこのほかにも『尾張国地名考』のなかでいくつかの「神慮の奇験」を書いている。春日井郡小幡村の尾張戸神社の神罰、中島郡坂田村の坂手神社、同じく中島郡於保村の太神社の奇験などである。<sup>53)</sup>正統なる古代の神社は、由緒の積み重なつた場所として、それ相当の権威が示されなくてはならなかつたのである。

## 五、神社と城郭

すでに見たように、針綱神社は式内社の調査、それに触発された社号の復古的な改称の動向を象徴していた。維新政府が神社の社格

や由緒を認定していくことを通じて、針綱神社の式内社としての地位は搖るぎないものとなつた。そして白山社としてのかつての由来はまったく顧みられなくなり、さらに神社の移転もあつて、近代犬山の住民の記憶からそのことは忘れられていつた。

針綱神社への社号の改称の直後、伊藤長足庵は『犬山視聞図会』を編纂した。その序文を書くように依頼を受けた針綱神社神主の赤堀在定（東潮山人）は、

このさとのいともかしこき宮寺、名だたる山川にいひつたへし里のこのふるごとも、としづきふるまことに、おのづからきへもてゆかんことをなげき、かつは今のさかんなるけはひを永世につたへまほしこうつし云々

と書いている。<sup>54)</sup>赤堀は犬山の町は過去と現在の有りさまを長く後世に伝えていくものとして伊藤の仕事として評価した。これを針綱神社に即して言えば、式内社の社号に改称したばかりの針綱神社こそが犬山の「ふるごと」を代表するものであり、他方では寛政七年に赤堀自身が作成して、寺社奉行所へ提出した『犬山祭行粧絵巻』に描かれた祭礼こそが、犬山の繁栄を如実に物語つていたのである。

犬山における「ふるごと」の探求と現状の繁栄の叙述は、十八世紀後期から十九世紀はじめにかけて、二つの地誌として結実した。

最初の地誌である『雜話犬山旧事記』は、南北朝時代以後享保年間までの犬山の領主の変遷とかれらの逸話、町についての逸話をいくつかの旧記から抜きだした。なかでも織田氏と成瀬氏の歴史にかなりの筆をさいている。文中に旧記として取り上げられている書物としては、加島昌興の『犬山城主記』（正式な書名は『犬山城主考』）や『犬山風土記』などである。前者は確認することのできる著作であるが、『犬山風土記』なる書物があつたかどうかは今のところ確認できない。多くの記事は「旧記によれば」という形で、具体的な書名が上げられることなく引用がなされていることが特徴である。言つてみれば、犬山に関する雑多な出来事の無秩序な列挙である。

それから三〇～四〇年ほどして二つの地誌が書かれた。『犬山視聞図会』は犬山の城と寺社、名所旧跡、逸話などをぎわめて簡潔に紹介し、挿画によつてそれらを眼前にしたものであり、他方『犬山里語記』は巻一から十一までそれぞれ綱目を立て、実際に残されていた古文書や触書などを所どころで引用しながら、たいへん整序された形で犬山の古今の事情を書き記したものである。著者である犬山商人の肥田久吾は、「里人の老たるか稚き童に云つたへ聞つたへ」との表現だと序文に述べていた。<sup>(56)</sup>

『犬山里語記』は「表5」のような構成からなつていて、いざれもきわめて詳細であり、すべての社寺堂庵、城主の考証などとともに、町やそこに住む旧家の由緒もまた詳しく取り上げていた。神社、

〔表5〕『犬山里語記』の内容構成			
卷1	産社并別宮撰社 附 産神祭礼式		
卷2	犬山諸神社 附 神主・神人家・陰陽師		
卷3	御城主記 附 御家譜		
卷4	犬山諸寺院 附 御朱印・御証文		
卷5	堂舍廃寺・盈寺 附 修驗・医師		
卷6	犬山地理		
卷7	犬山陌村 附 御高札文言		
卷8	里人 附 役事	御先代以来地子御免許之事	
卷9	役事 附 産物	御目見之者并宗門一札別帳之者	
卷10	附 附 産物 附 諸問屋	妖怪	
卷11	附 株之商売 拾遺		

この著作の冒頭には「附言」が置かれている。それは犬山の地名についての記録と伝承から始まつていた。そして、歴史についての肥田の考え方を知る文章がそれに続いている。<sup>(57)</sup>

取ことなく、三味線・双六乃遊稽に三余を樂むとも、ふること

をしらす、剩遊稽は長して業をそこない、ゆへに多くハ其家の大事を失ひ、たまくふる事を好む者出たるとも、わか家乃むかしをしらす、漸旦那寺の過去帳を搜して先祖の忌月をしるはかりなり

一犬山ハふるき地なれハ、千歳に余りたる家も有なん、左ハあれともふる事をその家にしらす……其家により、あることの記録を持伝へ侍る人もあり、こ、によらは正直なるふる事もするへし、左ハあれとも、其家の世主により、わが思ふまゝに旧記をこしらへて、子孫に伝る事見へ侍る

ここから十九世紀初頭の“歴史”をめぐる状況を充分に知ることができ。「ふること」を書き伝えているのは、寺社や武士などの特定の家で、町人の家で作成されている旧記も子孫に向けた、いわば内向きの歴史に過ぎないと、肥田は考える。しかも、大多数人たは家の歴史すら関心がないというのが実状だった。犬山という地域（城下町とその周辺農村）がいかなる歴史と現状をもつてゐるのかを、『犬山里語記』は書き上げようとしていた。それによつて各家の「ふること」をこえた地域の共通する歴史を描こうとしていた。『雑話犬山旧事記』はすでに述べたように、当時の諸記録などからの抜き書きを中心として成り立つており、『犬山里語記』のように犬山という地域を作り立たせている事物を秩序立てた形で作られて

はない。この点にこそ二つの地誌の違いがあると考えられる。

肥田の『犬山里語記』は巻一で「産社針綱神社」を取り上げ、また祭礼式の行事に多くの筆をさいていた。式内社の針綱神社が犬山の中心的な位置を占めることがそこには示されていた。そして冒頭で紹介したように、王政復古後に改訂をうけた『犬山視聞図会』は白帝城を背後に臨んだ公園と針綱神社を描いた挿画を載せていた。城郭公園に移転された式内社・針綱神社が王政復古の変化をうけた犬山のシンボルとみなされた。

明治初年において城郭は、新たな軍事施設として転用されるかもしくは多くの場合には封建制のシンボルとして、かつての建物などは払い下げられ、<sup>(59)</sup> 廃城となつた。<sup>(58)</sup> 明治二年二月、藩主成瀬正肥はその直書のなかで、天守閣の金の鷲尾は朝廷に献上し、城郭の建物は順次取り壊すつもりであること、それは耳目を一新するためであること、名城を破壊するのは忍びないことだが、これも天下の勢いであると述べるとともに、名城の壯麗さをすべての人が後々まで思い出してくれるように、余暇には本丸はじめ天守を公開する意向を示した。

城郭の解体は完全には行なわれず、本丸と天主閣は残され、一帯は稻置公園となつて公開された。そして神社の移転後には、公園を場とした針綱神社の祭礼が祭日を四月に変えて行なわれるようになつた。公園は近代都市の公共的な場所として設定された。犬山の場合には稻置という地名に復古しており、稻置公園はそこに配置され

た針綱神社によつて歴史的な遺蹟を含んだ場所となつた。そこは地名、城郭、神社といった事柄によつて感起される、過去のさまざまな出来事が集約される場所となつた。まさしく歴史で満たされた公共空間が復古への流れをうけて形成されたのである。

## むすびに

城郭公園にはもう一つの神社が配置されたことを付け加えておかなければならぬ。そこには領主の靈と戊辰戦争の戦死者の靈を祀る犬山神社が創建された。この神社は、享保二年（一七一七）頃城内から東の丸山（相生山）に遷座され、その当時には相生社という名で呼ばれていた。<sup>(60)</sup>それが明治十六年三月に稻置公園に遷座されたのであつた。<sup>(61)</sup>この遷座に際しては名古屋・犬山の旧藩主や旧犬山藩士からの奉納金があつた。犬山を作り上げた武家の功勞は、この神社の創建によつて社会的に顕彰されたのである。

城郭公園や由緒ある神社などに地域の歴史的な功労者を祀ることが、王政復古後に一つの宗教的な流れになつた。犬山神社の創建もまた、歴史的遺蹟と功労者の顕彰の結びつきを示す事例の一つとなつた。地域社会において式内社や国史見在神社という、歴史的な価値をもつ神社が復古の流れを作り出し、それがその他の歴史的な遺蹟と結びつきながら、地域の復古主義的な歴史像を構築するより所となつていつた。過去に存在していたものと現存するもの、あるいは

はその痕跡を探し出して同一化する作業は、一世紀以上にわたる長い期間を通じて継続され、その学問的な考証の成果が式内社の権威を社会に示しつつ、社号の復古的な改称を実現していくのである。こうした社号の復古にもとづいた神社を、いかに地域の住民が受け止めていったのか、また式内社の受容がどのような新たな宗教意識を醸成して、宗教的な秩序が作り出されていくのかは、つぎの検討課題としたいと思う。

## 注

- (1)『日本名所風俗図会』第五卷、角川書店、昭和五十八年、所収。

- (2)『犬山視聞図会』(改訂版)『犬山市史』史料編四、近世上、昭和六

十二年、所収。

- (3)大正年間に作成された『神社明細帳』によれば、境内の面積は一  
二六八坪、境内社二〇社、氏子は一八八八人であつた(『神社明細  
帳 丹羽郡』徳川林政史研究所所蔵愛知県庁文書)神社12、愛知  
県公文書館所蔵複製本による)。

- (4)犬山の地名は『雜話犬山旧事記』(『犬山市史』史料編四所収)によると、正月元日に犬が生首を城中にくわえてきたといふ逸話、また尾張二宮の大縣社の乾の方角に城山があるために、それが乾山と呼ばれ、後に犬山となつたといふ話に由来をもつ(三四五頁)。こうした伝承は特定の史実に結びついてはいない。これにたいして稻置という地名は稻置庄というかつての庄名であり、歴史的な由緒をもつてゐる。

- (5)明治十(一八七七)年頃に作成されたと考えられる社寺調査書によれば、神社の境内地は五反三畝六歩、旧神官赤堀家の居住地は一反三畝二三歩であつた。この居住地は七年十二月赤堀象麻呂の

- 願いにより、低価で払い下げられた「社寺境内外区別調 丹羽郡」『徳川林政史研究所所蔵愛知県庁文書』×35-1-54、愛知県公文書館複製本による)。
- (6) 『犬山里語記』、二九三頁。
- (7) 『雑話犬山旧事記』四六一～四六八頁。
- (8) 同右書、四二三頁。
- (9) 同右書、四二一頁。現在も妙感寺にはこの鐘がある。冥利大権現は正しくは妙理大権現である。
- (10) 『犬山市史』史料編第三、昭和五十八年、四七四～四七五頁。
- (11) 『犬山里語記』五九六〇頁。維新後の赤堀家の動向については未調査であるが、明治五（一八七二）年の「里社祠官一覽」によれば、丹羽郡南山名村の天神社の神職として、「犬山針綱社旧神官赤堀象麻呂」の名が見える(『愛知新聞』第一五号付録、明治五年六月)。
- (12) 「本居神」については、吉見幸和の『尾張祠考』序文を参照。また『尾張志』では「村の氏神」、「村の本居神」というように混用している。
- (13) 『犬山里語記』二七頁。
- (14) 『尾張祠考』『神道大系 神社編 尾張・参河・遠江』神道体系編纂会、昭和六十三年、三一頁。吉見によれば、『張州志略』という書物が白山社＝針綱神社説を主張していたというが、この書については不明である。
- (15) 『神名帳考証』(正徳三年序)佐伯有義編『神祇全書』第一輯、皇典講究所・神宮奉斎会 明治三十九年、一九九頁。
- (16) 『尾張國神名帳集説本之訂考』愛知県神職会、昭和八年、六七頁。
- (17) 同右書、一五四頁。
- (18) 『尾張國地名考』愛知県海部郡教育会、大正五年、二五二～二五三頁。
- (19) 『尾張志』の編纂に関わっていた中島義栢は、針綱神社の「針綱」
- (20) 『犬山市史』史料編五、近世下、平成二年、六八八～六八九頁。
- (21) 『犬山里語記』四八五〇頁、『犬山視聞図会』(明治十八年増補訂正版)、二四七～二四八頁。
- (22) 『張州府志』五、五九丁。
- (23) 『尾張国地名考』二三二頁。
- (24) 『尾張神名帳集説本之訂考』(昭和八年、十四頁)
- (25) 羽賀祥一「史蹟をめぐる歴史意識」『日本史研究』三五二号、「二つの史蹟碑」「立命館文学」第五二号、「歴史的遺蹟と地域社会」「立命館史学」一四。
- (26) 『尾張神名帳集説本之訂考』六四頁、『尾張国地名考』二三三～二三四頁。
- (27) 明治七年六月二十九日、教部省は府県に式内社・国史見在神社などに關して、祭神・由緒・勅請年月・例祭日・境内反別・旧社領・氏子戸数を調査するよう命じた。これにもとづいて『特選神名牒』が編纂されようとしたのだが、これには天神社を山名神社だと認定していた(『特選神名帳』磯部甲陽堂、大正十四年、三五〇頁)。
- (28) この他津田の『尾張國地名考』には、春日井郡杉村の藏王社社人が式内社の片山神社の社号を受けた事件を取り上げている(『尾張國地名考』一二八～一二九頁)。
- (29) 『尾張志』五、一二丁。
- (30) 『尾張徇行記』(一)、『名古屋叢書』続編第四卷、四六四頁。

- (31) 『伴信友全集』第一、明治四十年、所収。
- (32) 同右書第一、五六〇八二頁。
- (33) 『神祇全書』第二輯、明治四十年、一一三一一二一頁。
- (34) 同右書第一輯、所収。
- (35) 『名古屋市史編纂史料』四一五七。また『神祇全書』第四輯、所収。
- (36) 『編脩地誌備用典籍解題』二、東京大学出版会、一九七三年、三五二頁。
- (37) 『尾張國地名考』、一二一、一二二〇頁。
- (38) 『尾州丹羽郡覺書帳』「寛文村々覺書」(上)、『名古屋叢書』続編第一卷、昭和三十九年所収。
- (39) 『尾張國地名考』五三八頁。
- (40) 同右書一二〇頁。
- (41) 『明治維新神仏分離史料』続編巻上、明治書院、昭和三年、六四〇六六頁。
- (42) この調査の担当者は植松茂岳らであつたが、彼は調査について『延喜式内神社取調書』の序文でつぎのように記している。
- 此たひ朝命に因て国内ことく廻村し、地名・字等をき、記し、社々の御靈代開扉すべきは拝覧をもし、説々あるをも考へ定めたるもあれど、なお海部郡漆部神社・中島郡穴太部神社など、其所もさたかならざるあり、又山田郡和爾良神社などはそこかしこに此ならむと思はる、ありて、定めかたきもあり、治定の分八十六社、未決の分二十五社、此度こと多くくたくしきを厭ひて、其大要を記したるなり

- (43) 古屋市史編纂資料 四一四一参照。この史料の一部は、「神道大系神社編 尾張・参河・遠江」五一頁以下に翻刻された。
- (44) 津田は里老の発言と秀雲の二つの説を引いている。村の森の中に岩神とも、黒岩天王ともいう、黒い石があり、それが村名のもとになつたと里老は言う。この御神体の黒石の近くの木草を伐採すれば、たちまち祟りを受けると村民が畏れており、これを一つの根拠に秀雲は、この地が石刀神社の跡であると判断した。津田がこの黒岩を訪れた当時には、君山の時にはなかつた宮社もでき上がりつており、石刀神社だと信じる人も出てきていた。これは先に取り上げた阿豆良社に似ている(『尾張國地名考』二八八一八九頁)。
- (45) この停止の命令は『延喜式内社取調書』が政府に提出された直後の、三年十月のことであつた。停止を命じた名古屋藩の達書によれば、先年天王社の願いによつて社号の使用が許可されたとあるが、尾張徳川家がどのような経過で、いつ許可したのかは不明である。(前掲『尾張國式社座地目録 式社確定未決 国帳貞治本』)。
- (46) 『津田正生先生の小伝』『尾張國地名考』所収。
- (47) 『尾張神名帳集説本之訂考』一〇二頁。
- (48) 『尾張國地名考』六頁。
- (49) 吉見幸和も同様な見解を『尾張祠考』の中で述べていた(六〇七頁)。「凡有社号而祭神不詳、祠官失其伝説、妄称神明・八幡之類、不可信、若有拠旧典、則舉其聞而示之、然於各条下、錄俗稱神明或称八幡者、姑從土俗之説耳」。
- (50) 『尾張國地名考』一二三一一二四頁。
- (51) 吉見幸和の『尾張祠考』では海部郡諸桑村に所在するとされていいた(『神道大系 神社編 尾張・参河・遠江』、八頁)。また『尾張名所図会』では諸饗神社は小折村の諏訪社であるとしている(前掲『日本名所風俗図会』第十一卷、四四五頁)。

(52) 『尾張国地名考』三四二～三四三頁。

(53) 同右書、一三六～一二八、三四四～三四五、三八一頁。津田が裳  
昨神社の神慮のエピソードを強調したとき、その話の最後に「村  
中みな門徒宗なり」と書き、その他のところでも同様にあたかも  
一向宗を信仰する村民にたいして、神社を崇敬させるために式内  
社の権威を強調したかのように叙述している部分がある。津田が  
神社の再建にこうしたイデオロギー的な意図を込めていたかどうか  
は分からぬ。

(54) 「犬山視聞団会」、七〇三頁。

(55) 『犬山市史』別巻、文化財民俗、昭和六十年、八二～八九頁。

(56) 『犬山市史』史料編四、一七頁。

(57) 『犬山里語記』一九頁

(58) 犬山城の場合には、明治六年六月、当時城郭を管理していた名古  
屋鎮台が二の丸の家屋などを入札のうえ払い下げる旨を愛知県に  
通知している。また明治十三年三月二十三日の稻置村村長北尾信  
彦の売渡証文（堀尾宗六宛）によれば、宗門櫓が一二二円二〇銭、  
屏風櫓が一三〇円八〇銭、本丸多門が八五円七〇銭で売り渡され  
ている（『犬山市史』史料編六、平成元年、一三七～一三八頁）。

(59) 同右書、一二六～一二七頁。

(60) 「雑話犬山旧事記」四五九頁。

(61) 「犬山視聞団会」（改訂版）、二七五頁。

(62) 羽賀祥一「神社と記念碑」「明治維新と宗教」筑摩書房、一九九四年、所収。